

病院・老人ホーム対策特別委員会会議録

平成18年11月7日(火)

(開 会) 13:02

(散 会) 15:58

○ 委員長

それではこんにちは。ただいまから病院・老人ホーム対策特別委員会を開会いたします。「病院・老人ホーム対策について」を議題といたします。初めに、昨日の委員会において要求がありました資料について提出がっておりますので、執行部の補足説明を求めます。また、あわせて昨日の委員会で保留しておりました質疑に対する答弁を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

それでは、小幡委員、城島委員より要求のありました資料について御説明いたします。病院建てかえ事業100億とした場合の起債の償還の表を、今お手元に資料をつけさせていただいております。まず、病院事業債では、借入額75億円、いわゆる全体の4分の3に当たります。償還期間を30年といたしまして、うち5年が据え置きとなっております。借入れ日を平成19年4月2日としまして計算を行っております。交付税措置につきましては、元利償還額の22.5%が交付税として入っております。借入れの利率といたしまして、平成18年8月9日以降につきましては、財政融資資金30年、5年据え置きの利率2.4%に、今後の利率を推定いたしまして3%としております。次に、合併特例事業債、これにつきましては、合併による一体的な事業であることということが一つの条件となっております。借入額といたしましては、全体の4分の1、25億円、償還期間10年のうち1年据え置きとなっております。借入れ日につきましても、同じく19年4月2日といたしております。交付税措置、元利償還額の70%、借入れ利率でございますが2.5%、これも平成17年度銀行引き受け資金10年、1年据え置きの利率としまして1.9%に推定したものでございます。起債合計額100億円となっております。下の表でございますが、病院事業債30年で元利合計を試算いたしまして、合計額は118億3,599万789円となっております。次に、合併特例債、これも10年で計算いたしまして元利合計額が28億6,972万9,800円となっております。その右に、病院事業債と合併特例債を合わせまして、計で元利合計といたしまして147億572万589円となっております。この合計額から、交付税措置分を差し引きいたしまして、交付税措置分46億7,190万8,765円を左側の元利合計の合計額から差し引きいたしまして、単費分、市が負担する分となりますが、100億3,381万1,820円となっております。以上、簡単でございますが、償還の表の御説明を終わりたいと思っております。

○ 病院局事務長

昨日、小幡委員の方から質問がありました経常収支比率、起債制限比率について答弁をさせていただきます。まず、経常収支比率でございますが、病院を経営する中で経営分析の方法の一つとしまして経常収支比率でございます。これは、経常的な収益と費用の関連を示すものでございます。経常収益は、医業収益などの営業収益に一般会計補助金などの営業外収益を加えた額で、経常費用につきましては、人件費、薬品代、減価償却費などの営業費用に支払い利息などの営業外費用を加えた額でございます。経常収支比率は、経常収益が経常費用に充当された割合を示すもので、100%を超えれば経常利益が計上されることとなります。例えば、先ほど説明がありました起債100億円を借入れた際に経常収支比率への影響につきましては、減価償却費、支払利息が増額となりまして、経常収支比率の悪化となるものと考えております。続きまして、起債制限比率について答弁をさせていただきます。病院事業におきましては、一般会計と同様な起債制限比率の適用はございません。以上で答弁終わります。

○ 委員長

答弁及び説明が終わりましたので、次に昨日もお話をしておりましたように、10月23日の委員会で平山委員から申し出のありました公聴会の開催についてでございますが、その後11月2日付で瀧本輝幸委員ほか9名の連名により、公聴会開催要求申し入れ書が私委員長宛に提出されております。詳細については、今から事務局に文書を配付させますのでごらんをいただきたいと思っております。それでは、事務局配付をお願いいたします。

(配 付)

行き渡ったでありますでしょうか。公聴会の開催を委員長より発議されたいとの申し入れでございますけれども、まず公聴会の開催に関して執行部の考え方、意向を私としてはお聞きをしたいとこのように思います。その上で、委員さんの方から、委員の方々より御意見等をいただきたいとこのように思いますので、まず執行部としてこの公聴会の開催をどのように考えるか、まずお聞かせをお願いしたいと思います。(発言する者あり)

○ 川上委員

これは、本委員会内部の問題であって、いっとう最初に行政側の意見を聞く必要はなかろうと思うわけです。

○ 委員長

私委員長として、全委員の皆さんにこの公聴会の件について、ぜひともまず執行部の考えを述べさせたいとこのように判断をいたしますので、今の御意見は拝聴はさせていただきましたけれども、委員の御意見等は後ほど聞かせていただきますのでよろしく願いをいたします。

○ 企画調整部長

お答えさせていただきます。筑豊労災病院の後医療につきましては、患者の皆さんや地域住民の皆さんが安心して医療を受けられるためには、本市が労働者健康福祉機構からこの労災病院を譲り受けまして市立病院として公設民営方式で運営を行うことがよい方法であるというふうに考えております。そのためにも、労働者健康福祉機構に対しまして飯塚市、飯塚市議会、飯塚医師会の三者の連名によります委譲先の決定、そして労災病院の譲渡の要望書を11月末までに提出しなければなりません。また、この労災病院の医療機能が継続され、患者さん等の安心感のためにも現在の医師、看護師等が数多く残っていただく必要性がございます。また、この労働者健康福祉機構もその条件といたしておるところでございます。そのためにも、早く労働者健康福祉機構や指定管理者でございますところの地域医療振興協会との協議を進めていく必要性がございます。また、市立穎田病院につきましても、現在九州大学の方から派遣されております4名の医師が平成19年の3月末で引き上げることになっております。このため、この穎田病院の医療を継続していくためにも、早く引き受け先との医師の派遣問題等々について協議を進めていく必要性がございます。このようなことからしまして、期限も決められており、また医療を継続させていくためにも、労災病院の後医療の方向性等につきましては早く本特別委員会の方で御議決をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 委員長

執行部の意向はただいまの発言のとおりでございます。次に、委員の皆さんの中で何か御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

○ 平山委員

私は、この労災病院はもう国が平成19年3月には閉鎖をするということを決定した中で、今まで合併の中で、1市4町が一生懸命これ地域医療として残そうという努力をやってきました。その中で、まず最初に福大という名前が挙がった中で、福大病院が来られんという決定をなされた後に齊藤市長がこれ議会にも、厚生委員会にも上げずに新聞で先に発表しました。それは、やはり齊藤市長は、地域医療ここに一つの大きな重点を置いて、やはり自分の、今度新市長になったときには何とかそれを残そうと思って努力をしたと思うんですよ。しかし、これは非常にこれ大きな問題と思うんですよ。これは、昨日からずっといろんな議員が質問されて

おりましたけど、建てかえという、これ必ず大きな問題、これかならず建てかえ出てきます。そのときに、やはりこういう病院債やら合併特例債を使ってこういう立派な病院にして、30年という長い間こういう一つの指定管理者に任せるという今方向で行きよる中、私はこれを本当に市民に広く知らしめて、やはりしっかり討議した上でこの特別委員会で最終的な決をとった方がいいと思うんです。それで、私はこの公聴会開催要求を出したんですけど、執行部としてはただ時間がないからということで早くこの特別委員会で決を出してくれという案でしたけど、昨日の事務局の説明によれば12月中には、もしやろうと思えばこれは開催は可能と思うんです。それから、住民に十分に知らしめてした方が私はいいと思ってこれを提案しました。自分の意見終わります。

○ 委員長

次に、御意見等ございませんでしょうか。

○ 川上委員

公聴会開催要求申し入れ書にも書いてあることではあるんですが、この筑豊労災病院というのは地域の住民の皆さんの命と健康に直接かかわる重大問題です。それで、それをどうするかと、存続のあり方を考える上で本特別委員会としてどうしても直接住民の皆さんの意見や要求、それからじん肺の方を初めとして患者の皆さんの要求や意見、さらに地元医療関係者、学識経験者、それから施設の指定管理者になろうとする法人、つまり社団法人地域医療振興協会及び譲渡を受けようとする法人、麻生グループの2法人ですが、こういったところから直接事情も聞く必要があるし、特にその指定管理者になろうとする法人、譲渡を受けようとする法人については、その抱負だとか責任感の強さについても直接確認する必要があるだろうと思うわけです。それで、2枚目に書いてありますけれども、こういった諸点についてお話を聞く必要があるというふうに考えるわけです。特に、今縄田部長の方から急いで急いでというふうに言われるんだけれども、それはそういう事情もあるかもしれません。この数年間聞きなれた言葉であります。それで、なぜ急がないといけないのかというのはわからない。どうもその、急ぐのはいいんだけど、住民だとか患者だとかそういった一番大事にされるべき人たちが置き去りにされて急がれては何のために急いでかわからないと。医師の問題も言われますけれども、一つだけ言うと、地域医療振興協会というのは、昨日も指摘しましたけれども総務省が関係する、国が関与してる民間の医療機関ということになってるわけです。医師は、自治医科大学のOBから出てくるわけですね。同じ国が関与する労働者健康福祉機構の労災病院、こちらの方は2年間にわたって医師がどんどん減って行って休診がふえておると。同じ国が関与しているこちらの施設では医師が確保できない、こちらであれば確保できる、こういう状況が今私には見えるわけです。それで、どういう努力を国はしておるのかも思うんだけど、こういう状況の中で急げ急げとだけ言われるのはおかしい。急ぐにしても、きちんとこういった、先ほど述べたような方々からお話を委員会として直接聞かなければ、向こう30年にわたることですから我々の使命果たせないのではないかというふうに思うわけです。ぜひ、委員諸氏の賛同をお願いしたいと思います。

○ 委員長

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

○ 高取委員

昨日事務局の方から、公聴会というのはどういうものかという説明を受けました。私なりの、何ですかねその内容を整理しましたところ、公聴会を開く場合には地方自治法を挙げられましたが、予算その他重要な案件、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有するもの、または学識経験を有するもの等から意見を聞くことができるということですね。私、地方自治法ちょっと見てみましたら、地方議会の公聴会での意見を求める対象者は、利害関係者または学識経験者等である。公聴会の開催は委員の権限であるが、だから諮ってあると思います。義務

的なものでないと、こういうふうを書いてあります。地方議会でやる場合には、公聴会どうしても義務的なものというのはどういうものかと申しますと、住民の異議がある場合の町の字ですね、または廃止、それから新設等するとき、住居表示に関する問題のときの利害関係、それから今度は結局人事問題ですね、心身の事故または非行等を理由とする選挙管理委員会の罷免、または監査委員、もしくは人事委員会の委員の罷免の同意にかかわる公聴会はこれ義務的なもので開かなくてはならんと。だから、昨日課長が申されましたように、予算、それから人事ですね、のそういうのは開かないかないと。しかし、ここでいう、課長は予算その他重要案件ですが、これ重要案件ですから私は公聴会入ると思うんですけどね。この件につきましては、私はこの問題は私が考えが間違っと思ったら言ってください。私は、これは執行部だけでもやれる権限の問題なんです。しかし、よくやっぱり私たちも使いますが、それから行政も使いますが、やっぱり議会と行政は両輪であるところということ等で今回のこの重要案件について、新市長としての考え方を私は提示されたところというふうに思うんです。そういうところから、私は今まで、特別委員会昨日しましたけども異例の26名の旧、各市町の代表者が集まって、これは私はやっぱり住民の代表で声を聞きながら今参加しておるんですけども、この地域の皆さんはどういう形でもいい、結論的に申しますとね、どういう形でもよいからとにかく地域医療を守ってくださいと、ね。それからまた、守る会の方たちは自分たちの現場の意見も聞いてくださいと、私は十分また聞き、またそういうことを把握しながらこの委員会に臨んでおりますし、またそういうところから考えまして、また期日の問題もございます。昨日言われましたように、どう早くても市報等に載せる場合には12月の中旬または下旬ということで、地域医療協会ですかね、あそこからタイムリミット、それから労働省からも言ってきとる言葉の、何ですかねことにもやっぱり11月末までやってくれと。そうしないと、民間にもう払い下げると、市はどうかということをございますのでね。私はもう、この委員会26名で十分に地域なりの利害関係と言いますか、学識経験者のそういう一面も見ながらやってきたと思うんです。ですから、私は、公聴会はもうやらなくて十分いいんじゃないかとそういうような気がするんですから、自分の考え方を申し上げておきます。

○ 小幡委員

おはようございます。公聴会の開催要求に名前を連ねております。公聴会を開きたいということで、私は賛成の立場でちょっと申します。今回、労災病院を機構から飯塚市が譲り受ける。今、市長がちゃんと執行部提案として出されております。これに反対してるわけではありません。これは冒頭申し上げます。賛成する以上は、特別委員会まで設けられました委員として、もっと審議したい調査したい、十分正しいことなのか、もし正しいことを行うとすればまずい点がないのかと素直にチェックしたいと、委員の立場でね。ということから、公聴会を開きたいということになりました。その大きな理由は、もともと労災病院の委譲先選定に当たっては、機構が具体的な委譲先を、医療機関ですね、機構の方が公募する方法がありましたよね。それと、各自治体である、当該自治体といいますと飯塚市ですけども、飯塚市が市立病院として受け入れる方法、今ここを選択しております。飯塚市が市立病院として機構から受け入れた場合において、条件として地元の住民、市民の総意はいかなるものかということ機構から問われてると思いますね、問われてるでしょうこれは。そのときに、今部長の説明では市議会、これは市民の代表だから市議会と医師会と本市が一体となればこれが民意だと、総意だということ見解でしょうけども、三、四日間この委員会で審議やってきましたけど、審議は私としては不十分だという観点から、この市議会、この委員会ですね、ごめんなさい。委員会が公聴会を開きたい理由は、民意、総意、ここを諮る上で幅広い方々、先ほど川上委員が言われたとおりそういったメンバーの方に意見を聞くと、考え方を聞くと。公聴会の席で賛否を問う席じゃありませんので、皆さん賛成の方もおれば反対の方もおられるんで、この総意を聞こうということだけのことなんです。これは、市長が新市の市長となられまして市民の声を反映すると、公約にも

挙げられてます。今、タウンミーティングもされて一所懸命飯塚市の改革に乗り出されてますよね。これを、先ほど両輪という言葉がありましたけども、市議会議員としても後押しできる場所は一所懸命後押ししようとしてるんですね。そのために総意を諮ろうと、調査しようということなんです。今言いましたとおり、重複しますが公聴会を開かしていただいて、スケジュール的には12月の20日ごろには開催できますよ、今からやれば。我々としては、場所はまだ委員会で決めるということにしてしておりますが、公のコスモスコモンあたりでそういった関係者各位からいろんな意見を聞きたいと。それを、執行部は真摯に受けとめて、はしょりますが30年間の医療機関をあるところに委託してやっていくんですからね。ここ何日かの日にちを、時間がなくてぶっ飛ばさないでしっかりと調査したいということなんです。30年間を、たったこの数回の委員会、それで委員長報告を行いまして12月議会で可決していいのか否決していいのかというのは、ちょっと軽率過ぎないかということです。それに関して、ちょっと質問になりますが、今部長が11月には労災病院の後医療のことにかかる要望書を機構の方に提出しなければいけないと。これ11月に万が一提出しなかったら、本当に飯塚市はもう受けられないんですか。そこ教えてください。

○ 企画調整部長

先ほど私の方から御答弁申し上げましたように、最初はず8月いっぱいというような機構の方からのお答えがございました。それが、いわゆる10月でも最終的には11月いっぱいまでにこの飯塚市と市議会とそれと医師会、この市民総意の中で、この労災病院については飯塚市が譲り受けたいというような要望書を11月末までに提出してくださいというようなことを機構の方が申し上げております。

○ 小幡委員

いやいや、申し上げておりますというのはわかったんですよ。ただ、11月いっぱいに出さなかったらどうなるんですかというのを今尋ねてるんですけど。

○ 企画調整部長

11月いっぱいまでに出さない場合は、機構の方でいわゆる、機構の方で後医療については選定するというふうな方向でございます。

○ 小幡委員

それは間違いないんですね。市長としては、民意を受けた段階で飯塚市が受け入れろとするのはもう機構のほうには伝えてるんでしょう。極端な話、12月1日になったらもうだめなんですか。市長が、仮にもしくは執行部が出向いて、その何日間か時間くださいよと、国はもう放棄しようとしてるんでしょう、勝手にね。労災病院要らんと。それで、飯塚市がどうしようかこうしようか一所懸命なって話し合ってるのに、11月いっぱいまでにもう返事持ってこなかったらよそに売っ払うぞと、そんな国の勝手な言い分に飯塚市がそんなに弱い立場でおる必要ないでしょう。13万五、六千人の代表の、市長がね、ぽんと言って、うちが受けるんだからちょっと1カ月ぐらい待ちないというぐらいの権限は私はあるかと思うんですけどね。そういう意気込みが執行部にあるかどうかですね。あくまでも、日にちがない日にちがない、国のスケジュールに乗り過ぎですよ。これは、済いませんね私の意見ですからね。次に、12月いっぱいまでに基本事項を協議すると、機構と、あくまでも基本事項でしょう。だから、基本事項というのはどこからどこまでが基本事項かということは、受け入れる側の飯塚市が強く、決められたこととまだ今から決めないかんことははっきりと基本事項の中で明確にすればまだ継続できるんですね、話というのは。国との話は。19年3月まで国がやるんですから。我々は、20年4月のことしか考えてないんですよ。19年3月まで日にちはあると思ってますんでね、手続上それはタイムスケジュール的に決まりごとはあるでしょうけど、市もちゃんとしっかりと要望を国の方に言ってください。部長が今、機構が言ってる、国が言ってると言いますけど、ものすごくグレーゾーンで機構のだれが言ってるんですか。ね、11月いっぱい

じゃないとだめというたらその機構の担当ここ連れてきてくださいよ、参考人で呼びますよ。委員会もしくは議会が、あんた何を横着なこと言いよつとんと、11月いっぱいじゃなくてちょっと待ちんしゃいと、我々は一所懸命審議しよるんからあと一月待たしてくれんねというような交渉を我々がしますよ。ね。機構のその、だれがお偉方か知らないけどね、受け入れるのは我々なんですよ。そこんところは執行部よく考えてください。そういう立場上、日にち日にち言わんで、12月、1月には間に合わせますよ。ただし、12月の20日にたった1日の公聴会を開いて皆さんの意見を聞いて、それを市長としての自分のバックアップにして堂々と進めれば私はいいと思ってますので、そういう意味から公聴会を開きたいという賛成意見です。

○ 委員長

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

○ 楡井委員

私この、先ほど部長が言われた住民の安心感ですね、ここに少し部長の言われたことと違った立場で考えてみたんですけども、この労災病院を協会に運営してもらうということで部長の方は大変急がれているようですけども、住民の方たちは9月の20日に市立病院ということで非常に一面安心されたことあると思うんですね。市が運営するというので、公だということで。ところが、実際今やっていることは指定管理者制度で運営するというのが執行部の考え方、この指定管理者制度のいろんな問題点を住民の方たちが知っておられるんだろうかよく、このことが今我々審議してるわけですね。この指定管理者制度に、この間討論してきました、いろいろ問題点、不安が浮かんできたと思うんですよ。このことが、まだ住民の方たちによく理解されていないんじゃないかと、そういうふう思うわけですね。この指定管理者制度は、労災病院をこれで運営していくということで広報されたことないですね。ですから、我々の仕事としてもそれはあるんですけども、審議の途中ですからね、それがまだ住民の方に理解されていないということあると思います。まして、じん肺問題について言えば国の責任でこういうことが明らかになったわけでしょ、このことが非常に住民の人たちも不安に思っておられるんじゃないかと思うんですね。これが、果たして指定管理者制度で最後まで貫けるのかということになってくると、計り知れない不安があると思うんです。そういう不安もあります。それから、労災病院がもともとのこの成り立ちからして指定管理者制度というのがなじむものなのかどうか、これも疑問として残ってます。以下6万の署名が2回集まりましたね、これ住民の人たちの大きなやっぱり恣意だと思うんですよ。こういう、住民の方たちの、何と言いますかね公的だという安心感を指定管理者制度というのは裏切るんじゃないか、そういう不安が私強く思います。したがって、この公聴会で我々議員にはなかなかそういう専門的な立場になかなか立てない状況もあります。したがって、専門的な人たちの意見をやっぱり聞くということは非常に大切なことじゃないかというふうに思います。期間の問題、よくもう耳にたこができるほど言われましたけど、これは去年の9月にも、穂波町で審議したときには去年の9月いっぴいだというふうに言われました。またその3月いっぴいだということも言われました。そして、新しい市になってから、8月だ9月だと言いながら10月だと11月だというふうに言われてきてるわけでしょ。これはもう期限あってなきがごとき、今小幡委員言われましたけど、2007年の3月31日ここはやっぱり期限だと思うんですよ。そういう意味では、まだ期間はしっかり残っていると、十分審議する必要があるというふうに思います。その一環として、この公聴会の開催というのは非常に大切じゃないかというふうに思うんですね。そういう意味から、私は公聴会開催要請に名前を載せましたので、ぜひそういう立場からもこの公聴会を開いてもらうことが大切なことじゃないかというふうに思ひまして、公聴会開催の賛成と言いますか意見を述べさせていただきます。

○ 委員長

ほかに御意見ございませんか。

○ 西川委員

済いません。私、個人的に昨日所用がありましてこの委員会を欠席いたしましたので、昨日の審議の内容は全くわかりません。きょう出てきましたら、公聴会のこの問題とかいろいろこう出てるようですが、私も非常に心配してるのは私自身が議員歴も短いんで余りいい内容のある話ができないかもわかりませんが、この病院問題については颯田病院の問題で市に大体責任、市がちゃんと責任持って後やっていくよと。それやり方については、いろいろ方法ありますからというふうに市長も言われたとっております。一番最初、私たちはこの労災病院については合併協議会の中では話が余りなくて、この颯田病院についても合併後に話し合うということでしたんで、合併後この特別委員会が始まったので病院について、本当に皆さん心配していただいて議論いただけるんだと思って、私も期待しながらこの委員会に入ってるんですが、何か話が始めちゃあ別の話が始まり、その話がやってるかというとなまた別な話が始まりというな形で、私の勉強不足かもわかりませんが非常に رفتり来たり رفتり来たりしてるので不安に思っております。それと、この公聴会そのものは昨日出てこう出てるんでしょうけど、今言ったように私は余りわかりませんでしたけれども、どうしてもこの颯田病院と老人ホーム問題を重点的に進めていただく方法はないものだろうかというふうに危惧してるところです。私の考えだけを申し上げてこの公聴会なんかをやる前に本当にこちらの方の話を煮詰めていただきたいと、こういう意見でございます。終わります。

○ 委員長

ほかに御意見ございませんか。

○ 田中博委員

執行部に1点お尋ねしますが、この労災病院関係について執行部の方に、じゃあこの機構についても運営の方法についても、問い合わせなり御質問等がどんな状況やったでしょうか。

○ 企画調整部長

その問い合わせは、私の方には1件もあっておりません。

○ 田中博委員

今、公聴会をされた方がいいという方々は、広く市民の方に周知できてないということを書いてあるようにお見受けしますが、この問題についてはいろんな新聞報道にも出ましたし、まずは私たち合併する前からそうですけども、地域医療として残さなくちゃいけないと。当然、どういう形で残すかというのが、特に労災病院については、ほかの病院と違ってじん肺の患者さんがいたりとかいろんな流れがありますんで、その中でどういう形で残すのかという形でいろんな運営方法だとかいろんな受け入れ先だとか、そういったことで動き始めてた経緯があると思っております。私自身、今、日本全国病院を経営運営するあたりに、医師不足という一つの大きな問題で非常に危惧されてる中で、私は今思う限りではこういう形の条件、大筋のところではやっていただけるというのはまずないんじゃないかというふうに僕は思っております。こういう形で、仮によくわからない方でもこういう話をすれば十分僕は納得していただけるんじゃないか。ただ、あといろいろ心配されるような建てかえの問題とか細かなことについては、今から執行部なり管理する側、運営する側、チェックする側がしっかりやっていけばちゃんとやっていけると思っています。今のところ、この形でほかのところがやるというのは、私自身もよく詳しくありませんけどまずないんじゃないかと思っております。そういう形でいけば、早く、飯塚市のまだ持ち物じゃございませんので、譲渡する側と受ける側と運営する側、この三者三様がどうしても段取りその他時間をとってやらないと、十分に20年4月1日から皆さん方、住民の方に迷惑かけずにやっていくというのが難しいんだと僕は思っております。この公聴会というやり方でいけば、12月20日ぐらいが今、日程出ましたけども、じゃあ果たしてそこまで待って、じゃあ別の方法が形が出るのかでないのか、じゃそれを聞いてどうするのかなって、また一からやるとなるとまた振り出しになるのかと。なおさら逆に市民の方に不安材料を

与えると思いますので、私は早目に意思表示をするべきだと思っております。以上です。

○ 委員長

ほかに御意見。

○ 松本委員

私も、今田中委員の方から大体お話があったのとはほぼ一緒なんですけど、この公聴会のメンバーに私は連ねておりません。そういう立場からお話をしたいと思っております。私は、この労災病院の後医療をやはり何とかこの地域で考えていこうということからスタートをして、じん肺の患者さんもおられる、普通の一般の患者さんもいらっしゃる、そんな中でこの労災病院を今後どんなふうな運営をしていくのかということで、この特別委員会の中である私はやったつもりにいたしております。公聴会で皆さん方の意見を聞く、これも一つありと思っております。しかし、皆さん方の意見を聞いてそれが同じ方向性に行くというふうには私は考えられません。そうしたときに、やはりその時点でも何らかの決断をしなきゃいけない、どういう方向性を持っていくのかという方向性を示さなくてはならない時期がどうしても来るというふうには私は思っております。それで、公聴会については私どもも特別委員会で十二分に論議をさせていただいたと、私自身やってきたというふうには思っておりますので、時間的なことも含めて必要性がないとは申しませんが、大変やりづらいのではないかなというふうには思っております。それと、もう一つお尋ねをしますが、岩手県の花巻の方で機構と協定を結んだ翌日にその団体の方から辞退したいということが出ておりますが、これはこういう期間とかそういったこととは関係ないのかちょっとお尋ねをします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほどの御質問、詳細なことについては存じておりません。申しわけありません。

○ 松本委員

やはり、相手のあることをごさいます。こういったことについては、相手さんも飯塚市も十二分の後医療のことを考えてやっていこうとしているときであります。この、急きょ予定がある日に辞退をされた原因がそれなのかどうなのか私もわかりませんので今お尋ねをしましたけれども、やはり気持ちの部分でスムーズに行く、ああお互いに頑張ってやっていこうという部分がやっぱり私たち市民には、本当にそれが安心感となっていく部分であろうというふうには私は思っております。今、花巻の方の理由がどういったことかわからないということですが、やはり11月中にはそういった目安をしてほしいという向こうの意向もあれば、やはりその部分も飯塚市としてはできる限りの協力体制はやっていかざるを得ないのではないかなというふうには私自身は思っております。以上です。

○ 委員長

ほぼ、いいですか。はい。

○ 藤本孝委員

私は、賛成の立場でこの公聴会の開催要求に名前連ねてますが、基本的にこれは執行部のおる前です話じゃないかもしれんけど、本当は議会が公聴会を要求、これ過去に余り行われた例はないです。何でか、公聴会というのは議会が住民の代表だから、住民の代表である議会にきちんと説明をすればそこは事足りるということが通説、定説になった部分があるんです。だが、これを出した、多分11月の2日だったですね、これを出した時点では、そういう説明が執行部から届かんやったわけです。昨日ぐらいから、やっと市長も物言うですね、そういうことが出てきたんでやれるかなと思った分もあるんですが、私は先ほど平山君、それから、平山議員それから小幡議員、それから川上委員が言われるようなそういう、おおむねそういうところでは賛成なんです。そして、既得権益がそれぞれ持った人たちを全部集めて一応話を聞くと、これ先ほど小幡君の話じゃないですが最初から反対しよるわけやないわけですよ。よりいい方向で、我々が議会が持てる権限ですね、これが特別委員会ですよ、常任委員会だったら

こういうことできんと思えます。特別委員会が持った権限を、ここでじゃあ發揮させてもらおうよと、使わせてもらってそこで皆さん方の意見を聞こうと。反対のためにするんじゃないんです。そのあたり勘違いのないように判断をしていただきたいと思います。以上です。

○ 委員長

ほかにございませんか。おおよそ御意見いただいたように思えます。次に、お諮りをさせていただきますが、公聴会の開催の有無についても御判断をいただかざるを得ないだろうとこのように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。よろしいでしょうか。では、公聴会の開催についてお諮りいたします。筑豊労災病院に関連して、1、国の廃止計画を受け入れ労働者健康福祉機構から譲渡を受け市立病院とすることについて、2、指定管理者制度により地域医療振興協会に運営管理を委託することについて及び穎田病院、愛生苑及び志ら川荘に関連して、1、市立病院及び市立養護老人ホームを廃止することについて、2、株式会社麻生グループの2法人に譲渡及び貸し付けを行うことについて、以上の案件について公聴会を開催することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって、公聴会を開催することは否決されました。次に、昨日坂平末雄委員から、委員会として結論をそろそろ出してほしいという発言がありました。委員長としまして、委員会としての意見を集約する必要があると考えておりますが、意見の集約の方法について何か御意見がありましたら発言をお願いいたします。

○ 川上委員

委員長、質疑があります。

○ 委員長

質疑はその後、採決をする前に。今採決の方法について御意見を求めておるわけでございます。（「委員長、質疑継続中でしょう。」と呼ぶ声あり）質疑はその次に、当然行うようにしておりますので、最後までお聞き願いたいと思えますが。（「いえいえ、質疑が続いてる中で採決の方法とかそういうのはおかしいんじゃないですか。」と呼ぶ声あり）意見が先日ございましたので、その委員の意見に対して私の考え方、進行の進め方について今お話をしているわけでございます。（発言するものあり）昨日、実は意見が出ておりましたので、それに対して私の委員長としての考え方を述べさせていただき（発言するものあり）え。（発言するものあり）いいえ。先ほどの公聴会にしても、要するに問い合わせがあり、そして改めてのお申し入れがあったので、そうしたことからきちんと処理をさせていただこうとこういうことでございます。当然、優先をさせてまいります。質疑は。はい。（発言するものあり）よろしいですか。（発言する者あり）集約の、意見の集約の方法についてあらかじめお諮りをさせていただこうとしているわけですがけれども（発言するものあり）いかがでしょうか。（「だいたい資料要求もして、まだ出てないんです、資料が」と呼ぶ声あり）だから、その質疑は当然していただきます。いかがでしょうか。（「委員長意見に賛成」「質疑をしよう、質疑をする場やから」と呼ぶ声あり）質疑は当然存分にさせていただきますが、ええ。（発言するものあり）ええ。存分にさせて、させていただきます。（「委員長、質疑を受けなっせ」と呼ぶ声あり）え。（「質疑を受けなっせ、そして適当な時期になったら委員長の・・・」と呼ぶ声あり）よろしいでしょうか。じゃあ、そのような形をとらせていただきます。もといたします。昨日に引き続き、先ほどの資料の説明及び答弁もございましたので、質疑を許します。

○ 川上委員

先ほど、楡井委員が指摘されましたけども、筑豊労災病院については公的な病院が大事だろうということで市は受けとると、譲渡を受けたいと言いながら、実際の管理運営は民間に任せると。しかも、指定管理者制度を導入しようとしてると。これについては、大方の市民の理解がまだ、少なくともまだないと。この委員会で今審議中であるということなんですが、私は今

からこの国の施設、労働者健康福祉機構の施設を飯塚市が受けとる、譲渡を受けようとする問題についてお尋ねしていこうと思うわけです。いいですか。それで、まず筑豊労災病院を本市が労働者健康福祉機構から取得する意思決定はいつ、どの機関で行ったのかお尋ねします。

○ 企画調整部長

今の御質問は、機構が飯塚市に労災病院を譲渡するというのはいつ決めたのかというような御質問ということでよろしいでしょうか。（「だめですよ。どうして人の質問をわざと・・・」と呼ぶ者あり）（「わからんから聞きよとやろう、もう一回言っちゃったらいいんやないか」と呼ぶ者あり）ちょっと、質問の趣旨がちょっと、内容がわかりませんでしたから、もう一度済ませません。（「わかるごと、もう一回質問したらいいやん」と呼ぶ声あり）

○ 川上委員

筑豊労災病院、これを労働者健康福祉機構から取得する意思決定は、いつ、どの機関で行ったのか、本市が。

○ 委員長

いいですか。

○ 企画調整部長

その内容につきまして、今飯塚市がこの方向性を示しておりますもんですから、この特別委員会の中でそのいわゆる審議をしていただいているというようなことございまして、そして先ほども御答弁申し上げましたように飯塚市、それから市議会、飯塚医師会、この三者連名で市民一体となってこの労災病院を飯塚市に委譲してくださいというような要望書を今から提出していくという段取りでございます。

○ 川上委員

あの――市長に聞きましょう。同じ質問、その筑豊労災病院を労働者健康福祉機構から本市が取得する意思決定、いつ、どの機関で行ったのかお尋ねします。

○ 市長

意思決定というのは、方向性を出しただけであって、これが皆さんから否決されれば終わりですよ。だから、意思決定は、我々は方向性はこれでいいんじゃないかという提案をさせていただいてるんです。

○ 川上委員

じゃあ、少し質問変えましょうかね。記者会見まであなた方したわけですよ、市長が、ね。記者会見をするまで決定があるでしょう、記者会見をするという決定、それから議会で調査してもらおうという決定をしたでしょうあなた方。その決定は、いつ、どの機関で行ったのかということを知っているわけですか。簡単なことじゃないですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:59

再開 14:08

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

お待たせしました。筑豊労災病院の後医療に関します基本的運営方針及び市立穎田病院及び福祉施設の基本的な運営方針につきましては、去る9月の20日に市長が決定いたしております。

○ 川上委員

9月20日決定という答弁ですが、9月14日じゃないんですか。

○ 企画調整部長

9月の20日でございます。

○ 川上委員

あなた方は、この件については9月14日の日に記者会見しようとしたでしょう。で、失敗したでしょう記者会見。だから、9月14日の日にあなた方は少なくとも意思決定をしとったはずですよ。違いますか。

○ 企画調整部長

先ほども御答弁申し上げましたように、最終的に市長がいわゆるこの基本的な方針を決定したのは9月の20日の日でございます。

○ 川上委員

それでは、国有財産ですね、基本的にこの施設は。この国有財産の取得に関する本市の通常手続、普通どういう手続とりますか、お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

財産の取得に当たりますとは、市議会の議会に、予定価格の2,500万円以上の物件については議会の方に付するという事になっております。

○ 川上委員

非常に簡潔な説明でわかりにくいですね。補足説明求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

財産取得に当たりますとは、まず財産審議会というのがございますので、そちらの方に機構の方から厚生省、厚生省から財務省に移りまして、ある程度の価格が財務省の方から報告されましたら財産審議会に付しまして、そしてそこで審議された後にそういった、まず仮契約の手続をまず行います。それができました後に、先ほど申しました議会の方に付しまして、議決いただきましたらその仮契約は本契約という形になってまいります。以上でございます。

○ 川上委員

管財、その答弁でいいですか。

○ 総務部長

今、答弁いたしておりますのは通常の手続関係で、市が土地、それから財産を取得するときには通常でございましたら財産管理審議会という内部組織がございますもんですから、その内部組織で適正な価格、これについて市長の諮問により答申をしていくわけでございます。その答申に基づきまして予算措置をします。予算措置の後に、相手方と交渉、仮契約ということの中で、先ほど申しました議会の議決をいただいた上で取得ということになるわけです。これは通常の手続でございます。

○ 川上委員

今部長から答弁がありましたけど、その財産審議会に付す前に予算確定ということになるわけですよ。そうでしょ。

○ 総務部長

先ほどから私が答弁をいたしておりますのは、通常の手続関係の中で予算の措置が必要で、その後に当該物件の取得と、これは仮契約と。議案の、先ほど言いました土地でありましたら5,000平米、2,000万円以上というのが、5,000平米以上2,000万円以上というのがこれは両方とも満たした場合に議会の議決が必要だということになるわけでございますけれども、その場合につきましては議会の議案を出しまして議決をいただくというような通常の手続ということで説明を私はいたしております。

○ 川上委員

ですから、その対象物件、その取得する必要があるという必要性が確認されたらその上で審査し、予算要求がある、議会で予算確定されるということになっていくわけですよ。そして、財産管理審議会云々となるんですが、実は昨年合併前旧飯塚市がある国有財産を取得しようと

したんです。これは、今もう利用していますが、のがみプレジデントホテル横に旧飯塚市が2億4,000万円で土地を購入し、市役所駐車場を新設したわけです。この駐車場新設については、昨年5月26日ですが、約7,000万円の国有地を購入するとして売り払い申請書を福岡財務支局に提出した。ところが、数日後旧飯塚市長や助役が名前を明らかにしようとする第三者が、こののがみプレジデントホテル横の福岡交通の土地仲介したことから急転直下（「川上委員」と呼ぶ委員長の声あり）6月6日。（「川上委員、質疑中ですが何か関係あるんですかね。」と呼ぶ委員長の声あり）うん、直接関係がある。（「簡潔にお願いします。」と呼ぶ委員長の声あり）6月6日、福岡財務支局には合併相手との調整がつかないなどと、事実は異なる理由を述べて撤回したという経過があります。仮に、国有財産をそのまま取得することになっていた場合、議会の事前了承が必要だったですか。お尋ねします。

○ **総務部長**

論点がちょっと、私の方と話が違うんですけども、今本委員会で審議されておるのは、いわゆる労災病院とかそういうものの道筋を論議されているわけでございまして、その道筋の中で議会の審議と言いますか、議決じゃないですけど同意が必要ということで今回こういう特別委員会をされているんだと私は認識をしております。

○ **川上委員**

それで、先ほどから11月中に議会の同意を取りつけて、要求書を、要望書を出さないといけないという重ね重ね言われとるわけですが、今回国や労働者健康福祉機構と本格交渉をする前から議会の事前了承を取りつけようというのはだれの発想ですか。お尋ねします。

○ **企画調整部長**

先ほど来からの御答弁申し上げますように、機構の方から飯塚市、それから飯塚市議会、飯塚医師会、この三者一体となったいわゆるこの労災病院の譲渡についての要望書を出してくださいというようなことが機構の方から言われております。

○ **川上委員**

ですから、それは先ほど小幡委員からも指摘があったでしょ、だれの発想ですかと、労働者健康福祉機構の方からというのはその理事長からの、理事長名の文書があったんですか、お尋ねします。

○ **企画調整部長**

いや、文書ということではなく、いわゆる機構の方から11月いっぱいまでにそういう要望書を出してくださいというようなことを言われております。

○ **川上委員**

じゃあ、だれですかそれは。お尋ねします。

○ **企画調整部長**

だれですかというよりも、機構の方から出してくださいと、機構の理事長はちょっとお名前ほど忘れしましたが、いわゆる機構の理事長ということでございます。

○ **川上委員**

あなた方大変なことですよ、自分たちが国から何億円もかけて購入して、30年間その管理委託を任せようとしてる相手の理事長の名前もど忘れするし、常駐役員が2名しかいないこともさっと出てこない、大変なことですよ。（「企画調整部長」と呼ぶ者あり）まだ質問してない。じゃあね、答弁求めます。

○ **企画調整部長**

済いません。理事長のお名前、こう出てきましたのでお答え申し上げます。独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 伊藤庄平さんでございます。

○ **川上委員**

なぜ11月末までなんですか。

○ 企画調整部長

もう先ほど来から再三にわたりまして御答弁申し上げますように、理事長の伊藤庄平様の方から11月いっぱいまでに要望書を出してくださいというようなことを言われております。

○ 川上委員

じゃあね、労働者健康福祉機構は飯塚市長に対して理由もつけずに、ね、11月中に市議会の同意もとって要望するよというふうに言ったんですね。そういう横暴なことを本当に言ったんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

11月末というのは、前もこちらの方から御答弁申し上げますが、医療を継続するというのは大きな問題がございますので、機構としても早く意思の、お互いの意思が固まらないと医者が、労災病院の医者が市の方向はどうなってるんだと、労災病院の医者がもうほかのところに移るんじゃないかと。そうしますと、今現在抱えておりますじん肺の患者、それ以外の患者の方も医者、現在の医者を残っていただくことを強く要望されております。そういった医療体制が、もうここ10月からもう過ぎております。その中で、医師の方も早くそういったところ、方向性が見えないと他の病院に転院するとか開業するとかいろんな支障がきたすこととなります。そういうことがありますして、早く機構としても労災病院の方に残っていただく、医師はそのまま残っていただきたいという思いもありますので、その時間的なものが今もう差し迫っておるという状況で時間的なものを11月というふうにお答えさせていただいております。

○ 川上委員

労働者健康福祉機構というのは、名前はすごい立派な名前ですよ。ところが、やってることは労働者の健康とか福祉とか本当にまじめに考えてるかどうか疑わしいですね、あなたの話を聞いてると。自分が、一方的になぜ筑豊労災病院を廃止するかという理由一言も言わないで、市長も聞いてないでしょう。一言も言わないで、そして廃止すること決めて、そして自分と、飯塚市が早く11月末までに議会の同意もつけてこなればうちの医者がおらなくなりますというわけでしょう。そういう言い分をしてるわけですね。おまけに、もう既に明らかになってますけども、泌尿器科の労災の筑豊労災の医師は、医師の一人は今度門司労災に移転してるんですね、異動になってるんですね。こういうことを筑豊労災病院、じゃない、労働者健康福祉機構言って堂々と飯塚市長に対して要求してるわけですよ。大変なことですね。それで、これは厚生労働省も知ってるのことはですか。お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほどから御答弁しておりますように、早くそういう方向性が決まってもらわないために、そういう医師がほかの病院に移るという状況がよその、院内でも発生してるということがございます。

○ 川上委員

なら、もう質問聞いてないんだからもう主幹答弁しないで、それはね、こういうことは厚生労働省が承知していることかと市長聞いてるわけです。わかりませんか。

○ 企画調整部長

機構、それから厚生労働省もそこらあたりは十分に承知した上で、このように11月いっぱいということになっております。

○ 川上委員

そうすると、先ほどから言っていますように、自治体が国の財産を取得するにはルールがあるわけですよ。そして、適当なときに、適切なきに議会に諮り、議会が議決もするわけです。予算とか、場合によって土地の取得に関する議決とかするわけね。この間、提案しそこなつたでしょ市長。そういうルールがあることを、国は百も承知じゃないですか。そのルールあるのを百も承知で、なぜルールになじまないこと、つまり今の段階で議会の了承を、賛同を、同意

を国は求めてくるのか、どうしてだと思えますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

こちらのルールもございますし、相手側のルールもございます。そういうルールというものを含めまして、お互いにそういったところの最終的に開設できるようなスケジュールをやはりお互いに組んでいく必要があると思えます。そういった中で、時間的にそういうところお互い、市の方としてもそういった議会に付すべきこともありますし、機構としましては雇用の問題を早く解決することもございます。いろんなそういったところの、双方のスケジュールに合わせたところで今お話を申し上げてるところでございます。

○ 川上委員

部長、その時間がないと言うんだけど、労働者健康福祉機構の筑豊労災病院でしょう、その医師が理事長の発令を待たずに、勝手に異動したり、いなくなったりできるんですか、そんなことができるんですか、できないでしょう。——できないんでしょう。つまり、くどいけどその労働者健康福祉機構が自分の指揮下にある医療スタッフを、筑豊労災病院に引き続きおってもらおうとか、また呼び戻しておればいいじゃないですか。時間は幾らでもあるということでしょう、そしたら。だれと交渉してるんですか。そのことぐらい、市長、ここの機構の理事長に会って来たならそのくらい言えないですか、今からでも、待てと。言えるでしょう。それで、それにもかかわらず機構が飯塚市に議会の了承を求めてきている理由ですよ。これをさっきから聞いてるわけ。だれが答弁できるんですか、助役、助役に聞きましょうか。

○ 企画調整部長

その点につきましては、機構の方に行きまして何とか延べられないかというふうに再三御協議を申し上げております。しかしながら、11月いっぱいまでがタイムリミットでございますというようなこと言われております。そういうことからしまして、先ほどから再三にわたりまして御答弁申し上げますように、この譲渡については11月末でいわゆる三者で要望書を出したいというふうに考えております。

○ 川上委員

だから、なぜ三者というか、なぜ議会の同意が事前に要するのかと。議案はないのに、どうやって議会の同意が得られるんですか。だから助役に聞いてるんですよ、あなたに聞いてない。

○ 助役

担当者がるる説明しておりますが、機構の方とは再三交渉を持っております。ただ、先ほども言いましたように機構の方には機構のルールがありますし、日程もあるようでございます。市の方は市の方でやはり、できるだけ最短の方法で議会の方にも御相談を申し上げたいということで、詰めに詰めて今回こういうふうな格好にさせていただいたわけでございますので、その点は御理解をお願いしたいと思っております。

○ 川上委員

私は、機構に対しては、市長が要望書出すのであれば、市長の責任で要望書を出せばいいと思うんですよ。それを相手がどう考えるかですから。そのときに、議会はどうかと聞かれたら議会はこういう状況ですというふうに言ってもいいし、直接機構が議長に聞きに来てもいいじゃないですか。今、病院・老人ホーム特別委員会でこういう議論しておると、実はあなたの話も聞きたいという声もあったんだというふうに言えればいいんですよ。それで、今後のことについて少し聞きますけれども、あなた方はいずれにしても今後厚生労働省や機構と交渉しようとしてるわけですね。交渉に当たる基本的なスタンスというか条件はどういうことを考えるわけですか。労働者健康福祉機構。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

基本的には、まだ価格は決定しておりませんがやはり減額と、幾らになるかわかりませんが、やはり安く財産を取得したいということで、交渉にまず入りたいと思えます。その次には、や

はり休診となっておりますその診療科目を19年度までに早く、これは当然18年度からがよろしいわけですが、そういったところの休診となってる診療科を復旧させていただきたいということで機構等の方にも要望をしております。以上でございます。

○ 川上委員

昨日、市長が記者会見されていますね。大変な財政危機だと言われているわけですよ。それで、職員についても168人削減する、ごみ袋代も値上げする、児童クラブ利用料も値上げする、市立保育園の通園バスも利用者に負担を求める、有料化ということでしょう。こういうのが続々ですよ、ね。昨日締め切りの、飯塚市議会リコール署名4万人超えるという報道もあります。この多くの方々は、飯塚市財政の危機を痛感しながら署名もされておる。こういうときに、あなた方は議会からこの取得について、筑豊労災病院の取得について交渉に今から当たるんだけど、どういう基本的条件、スタンス考えてるのかと言われて、今の答弁だということ財政的な考慮はしませんということなんですかね、お尋ねします。

○ 企画調整部長

飯塚市の財政が非常に逼迫している中で、この筑豊労災病院を飯塚市が譲り受けるというふうな今形になっております。今、いわゆる指定管理者であります協会の方と種々御協議を進めさせていただいておりますけど、この労災病院の譲渡価格が幾らになるかわかりませんが、この譲渡価格につきましてもいわゆる病院債なりそれから合併特例債を活用した中で交付税、いわゆる国から来る部分を除いた部分について協会の方で御負担をしていただくというようなことで今話も進めていっております。そういうことからしまして、この飯塚市の財政にいわゆる影響のない、一切本市の支出はない、財政負担はないというようなことで今協会と話を詰めさせていただいてるところでございます。

○ 川上委員

もう、昨日までに破綻したような話を今ごろしてもだめです。私が聞いているのはそのことやないでしょう、労働者健康福祉機構から飯塚市が幾らで買おうとしておるのかという話でしょう。そういうのも一言も言わないで、議会の事前了承を得るとかとんでもないですよ。そういう財政との関係の考慮はどのようにしておるのかということとをさっきから聞いているわけだから、市長か助役でないかと答弁しにくいんじゃないですか。求めます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:33

再開 14:35

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

この労災病院につきまして、飯塚市の財政負担は一切ないということで協会の方と話を詰めさせていただいております。

○ 川上委員

いや、だから、協会から買うんですか、労働者健康福祉機構から買うんでしょう。地域医療振興協会からあなたはその労災病院買うんですか。

○ 企画調整部長

労働者健康福祉機構から、この労災病院の財産について飯塚市が譲り受けます。この譲受財産の価格については、今からいわゆる機構と厚生労働省とで協議を進めていくということでございます。この価格が決定しましたら、この価格についての財政負担は飯塚市は一切なくて、機構の方からその分については負担をするというようなことでございます。（「協会やろ」と呼ぶ者あり）協会の方が、失礼しました。協会の方が負担するというところでございます。

○ 川上委員

じゃあ、先ほど委員の中から大牟田労災病院のことお尋ねがありましたね。（「あれ花巻。」と呼ぶ者あり）花巻か。私の方は、大牟田労災病院のことを少し聞きましょう。大牟田労災病院も、筑豊労災病院と同じように廃止決定が出たところですね。現状どうなってますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

労災病院につきましては、後医療を社団法人か社会福祉協議会やったか、はっきり覚えておりませんが、そういったところに今委譲されて運営を行っているところでございます。

○ 川上委員

この大牟田労災病院は、三池の炭塵大爆発の関係でCO患者の方を多く治療しておるとなんですが、この大牟田労災病院は機構が直接社団法人福岡県社会保険医療協会というところに委譲したんですね、有償委譲でしょう。幾らですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

金額については覚えておりません。申しわけありません。

○ 川上委員

要するに、この間には自治体は入ってないんですね、このケースについて研究したでしょう、あなた方、どういう認識を持ちましたか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

大牟田労災病院の場合につきましては、CO患者、いわゆる一酸化中毒の患者をやはり国の責任によって患者を守るという一つの方針がございます。その中で、やはり後医療についても機構の方で少しはそうしたところの、相手先というか受け入れ先を御紹介したというようなところのお話は聞いております。

○ 川上委員

聞いてますとかいうことやなくて、このケースを勉強したでしょうと聞いているわけですよ。それでどういう認識を持ったのかと聞いているんです。つまり、筑豊労災病院との関係であなた方は研究したはずでしょうこのことを。どういう認識を持ったのかと聞いているわけです。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

一応、調査と言いますかいろいろ新聞等でお聞きしております。その中で、やはりこの問題については大きな国の方の責任ということでありましたので、国の方の介入が入っていると。しかし、労災病院はそういったところのことがございませんでしたので、本市との労災病院と大牟田の労災病院との違いがあるということを確認しております。

○ 川上委員

じゃ、違う聞き方しましょうね。労働者健康福祉機構が、公のものとして飯塚市に譲る、その費用は指定管理を受ける地域医療振興協会が負担しましょうという話なんですか。どうして、飯塚市がここで入らなければならんわけですか。機構の立場からすると。労働者健康福祉機構は、そんなややこしいことしないで総務省管轄にあるこの地域医療振興協会に厚生労働省から移せばいいじゃないですか、どうしてこういうややこしいことするんですか、お金が動くでしょう。お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

最初は、労災病院の後医療として福大ということで、民間委譲ということでお話があつてそれが破談となっております。それで、後も指定管理者の方で民間委譲ということでお願いはした経緯がございますが、どうしてもそういったところの体制的にも民間委譲ということでは受け入れられないということで指定管理者となった経緯がございます。

○ 川上委員

確かに、大牟田病院のCO患者の皆さんの関係でいえば特別法はありますよ。しかし、そのもとはといえば炭鉱地帯の労災ですよ。その責任の関係から言えば、市長お認めになると思ひ

ますけれども国の責任はもう、法があるなしにかかわらずものすごく重いわけです。じん肺については、最高裁で判決も出てるわけでしょう、これは繰り返しお認めになってますけれども、違いはないわけです。こういう状況の中で、あなた方は国の責任でものを考えて、国の財政的な負担できちんと医療水準守れというふうに言わないで、幾らかかるかわからない、地域医療振興協会が持ってくれるなら幾らかかってもいい、借金がどうあっても彼らが持つ、後年度負担で地方交付税に元利償還分が繰り入れられる。そういうふうな発想で、結局は市長名の借金ですよ。市長の名前の借金でしょう全部、市民の名前の借金ですよそれは。だから、前回は前々回もほかの委員の方からも、市の負担が一切ないとかいうのはまやかし、これは私の言葉ですけど、そういう言い方おかしいという指摘があつてるわけじゃないですか。どうして飯塚市は国にその責任を求めていかないんですか。お尋ねします。

○ 委員長

はっきり答えなさい。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

国に責任を持っていかなきゃいけないということですけども、既に、もうあと何カ月かすればもうそういったところの医療体制入っていく中で、現実的にはやはり目の前にある医療をどうするかということで前向きに今まで検討してまいっておりますので、そここのことは御理解をいただきたいと思っております。

○ 川上委員

とにかく、伊藤伝右衛門邸御存じでしょう、あれは飯塚市民が3万人近い署名をもって保存活用をお願いしていったわけです。そうすると、旧飯塚市は無償譲渡要求して日鉄鉱業と交渉していくんですね。なぜ無償譲渡を要求したか、これは旧炭鉱資本がこの地域と住民に多大な負の遺産を残しておると。それからいえば、そのくらいのことは炭鉱資本がやって当然だという考え方ですよ。これは、旧飯塚市長の答弁でもあります。交渉の過程で結局どうなりましたか、約1億5,000万円土地につき込むことになったでしょ。あなた方は、交付税で措置されるから市民の負担にならないとか、それから地域医療振興協会が元利返還分を、償還分を責任を負うようになってるから市民に責任がないとか言うけど、そういう発想の中には将来の子どもたちに、次の世代に大きな借金をそのまま残していく、またこれに建てかえ問題が発生すればこれもまた大きい借金を残していくと、そういう危険性とかそういう大変な道に今踏み込もうとしてることについては市長、実感されませんか。

○ 市長

話が私は、非常に複雑な話をというようならえ方をして今ずっと聞いとるんですけども、何で労災病院を急いで動いたかという原点から今ずっと考えとったんですね。ここで、18年の1月31日に福岡大学の学長さん宛に、山下さん、学長さん宛に旧の飯塚市長、穂波町長、筑穂町長永芳さん、庄内町長松延さん、顛田町長梅田さん、飯塚医師会会長谷口さん、この方が福岡大学を筑豊労災病院の後医療として呼びたいと、ああいいことじゃないかという流れの中で私がこのことは全然意識はなくて、市長選の中で合併という形で出た。その後、市長になって何日か後に、福岡大学の方に飯塚市からもしっかりお願い行ってくださいよと、そして早く福岡大学が来ていただけるようになるからということで、私は学長に会いに行った。この話はしたと思います。だが、学長の方から、非常に私立大学として地域の地方病院をつくるのは難しいということの言葉をいただいた。おいこれは話が違うぞと、早く福岡大学にこちら側が要請しているのに対して、学長の言葉から非常に難しいという言葉ももらうということはどういうことだと、これは不安定要素が高いぞと、担当はだれかと聞いたときに、副学長が医学部の先生であつて菊池先生と言われる。その方が一生懸命やっておられる。だったら菊池先生のところに聞きに行きなさいと。菊池先生に本当に力になっていただいて、本当に福大が来るならいいけれども、後医療として安心できるけれども、どうだということを詰めていく流れ

の中で、どうも理事長が決まらないとか、また、大野茂さんが亡くなられたとか、いろんな形で福岡大学から、もうこちら側に来ることはできないというような言葉をもらったわけで、それだったらどうするかという形で後医療に対する体制を整えていったわけですね。何も労働福祉機構がどうじゃとか、何がどうじゃとかいうことじゃなくて、早く、それこそ中の従事員さんも、看護師さんも、中で入院されている方たちが安心できるような体制を整えなきゃならないという形で動いたということで、何もその辺がどこがどうだとか、財産の持っていく方がどうだとか、金額がどうだじゃなくて、早く持っていかなきゃならない。じゃあ、そこをもし議会で決めていただいたら、じゃ安く手に入れる方法を、また、受けやすい体制をつくってやらなきゃならないという形で私は進めていこうと今やっている流れの中で、今、議会の中で皆さんに提案させていただいて、方向性を示し、また、理解をしていただこうと思っている段階であります。

○ 川上委員

市長の話は非常にわかりやすい面もあるのだが、矛盾もある。6月13日に部長と工藤病院・老人ホーム対策室長、田子森同主幹が菊池副学長と面談しているわけです。何の話をしたかということ、福岡大学の進出の意思、譲渡価額に対する負担割合、こういうことを話し合っているでしょ。ところが、昨日までの委員会で明らかになっているように、その前日、6月12日には、あなた方は、筑豊労災の幹部から紹介を受けて、何回目かわかりませんが、地域振興協会ともう会い始めているじゃないですか。それで、実態は、齊藤市長が言われるような簡単なことになっていない。この中にはお金の交渉も随分やっけてきているわけです。それを今になって、機構に要望書を出すときに、議会に対してこれくらいのお金、あのくらいのお金というのも、何も言わないで、とにかく白紙委任状をとろうとしているわけです。私は、公の公的な病院が国の責任で存続されるのが当然だと思う。しかし、あなた方が、市長が公的病院というのであれば……（「公的病院とは言ってないです。」と呼ぶ者あり）自治体病院というのであれば、自治体がちゃんと責任を負うべきです。責任持って。財政がない。じゃ、一切金は出さないぞということが、本当に患者とか地域の住民の皆さんに安心していただける。安心していただくために急ぐんだ急ぐんだと言うんだけど、どこを向いて急ぐかという問題じゃないですか。だから、本当の患者さんと、それから、地域の皆さんの安心だとか安堵とかいうのは、それは未来にもっとつながっていくんですよ。そういう点で言えば、交渉金額もろくに明らかにしないで、一切ないから安心してしろと、そんなことを市民に言って、おれについて来いと、公聴会も時間がかかるから困るというような態度は、住民が主役だとか、生活者の視点と言っている齊藤市長としてはおかしいと思いますけど、見解を求めます。

○ 市長

それであれば、例えば福岡大学が、私立大学がここに来たということであつたら、これは要するに、これは私が市長になる前の話ですけれども、「貴学医学部の附属病院に進出願えれば地元20万人の喜びこれに過ぎるものはないと結論に達しました」と、旧の町長さん、市長さん、医師会が言っておるわけです。じゃあ、あなたもそれに対して理解は求めるということですか。このことに関しては問題はないということ、そのまま進んでいったときの話ですよ。福岡大学が。（「今、質問されてる議員が答弁したらいいのかな」と呼ぶ声あり）あっそうか、私じゃできない。これが嫌なところだね。以上です。

○ 川上委員

その件については市長の見解はわかりました。わかったけど、私の意見は従来どおりです。筑豊労災病院は国の責任で存続するべきものである。飯塚市がもし公的病院、自治体立病院というのであれば、責任を持って、財政的にも責任を持つ、それから、議論の過程で驚きましたけど、医療事故が起きたら、それは不幸なことだけど、手厚い保険に入るから対応できるというような答弁がありました。とんでもないですよ。飯塚市が絶対に医療過誤などを起こさない、

そういう覚悟を持って指導に当たるべきです。ですから、昨日も言いましたけど、株式会社麻生のコンサルティング事業部が自治体病院の危機の問題についていろいろ書いているのをちょっと紹介したでしょ。もう部長が調べていると思いますけど。こういうときに自治体立病院を持つとする飯塚市長としては相当な覚悟をする必要がある。そのためには、情報公開、それから、財政負担は一切しないとか、そんなこと自慢にならないんですよ。自治体病院をきちんと運営する覚悟、ずっと審議しているけど見受けられない。そこをみんな心配しているんじゃないですか。公的病院、自治体立病院とするなら、それらしく市長が責任を果たしてもらいたい。何か地域の振興協会に任せるから大丈夫みたいな、それだったら国が直接そこに委託すればいいんじゃないですか。そういう話になるわけです。わかりやすすくないですか、市長。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○ 後藤委員

質問したい人もおるし、前に進めていただきたいんですが、何かかみ合わないことをずっとやられているみたいですけど、質問をさせてほしいんですけど。

○ 委員長

わかりました。そのように取り計らってまいります。ほかに質疑はございませんか。

○ 後藤委員

昨日の城島委員から、ちょっと築48年だということに対して執行部は何も言われなかったんですが、労災病院は、実際は何年の築年数なんでしょうか。10月の13日提出の2ページ見ますと、東病棟は60年の3月に完成したようになっているんですよ。西病棟は60年の12月に改修工事が完了したと。だから、48年という築が実際に正しいんですか。何も昨日それに対して言われなかった。僕らがもらっているこの資料からいくとそうっていないんですよ。そこをお答えいただきたいと思います。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

前の資料に労災病院の概要ということで資料をおつけしております。その中で、労災病院が最初に建築されたのが34年の4月、それから順次増築をしておるといって、増改築を繰り返しながら東病棟、西病棟ございます。それで、一番古い病棟がありまして、それが40数年たったということでございます。

○ 後藤委員

古い病棟ですか。そこをお答えいただきたいんですけど。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

はい、当初からそのまま残っております古い病棟でございます。

○ 後藤委員

ちょっとわからないんですけど、昨日の話でいけば、48年たっているから、30年契約したら78年で、全部ぶっ壊さないとだめだって、建てかえないとだめだということで、仮定の話で100億とかいう話が出ていましたけど、僕らがもらっている資料では、東病棟とか西病棟はそんな年数たっていないんですよ。それで、これ建築基準法も、小幡委員が聞かれてましたけど、この年数で改修されていけば、建築基準法には何も問題ないと思うんですが、そこら辺わかればお答えいただきたいんですけど。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

仮にすべて建てかえた場合のことで、金額は100億ということはちょっとわかりませんが、そういったところの増改築もあっております。それもすべて建てかえた場合の金額で起債の云々が出ておりましたけど、現在は新しい病棟、まだ年数のたっていない病棟もございまして、これから先すべて建てかえる必要性はございません。

○ 後藤委員

実際に100億とは仮定の金額であって、ただ、昨日の質問の中で、執行部は48年と言わ

れて、そのままのみにされていたわけなんですよ。僕らの資料は、築48年というのとはもらっていないわけですよ。いいですか。全部を建てかえられないかんみみたいな言い方されましたけど、僕も労災病院にかかっていますけど、違うでしょ。だから、資料をいただいた部分で、僕らが認識している部分と違う、質問があったときになぜ反論できないんですか、執行部は。そこをお答えいただけないですか。

○ 企画調整部長

お答え申し上げます。先日配付しました資料の中では、昭和34年4月建設後順次増改築というように建築年月日はなっております。この中で「順次増改築」という部分につきましては、今、委員御指摘のとおり、西病棟については昭和60年に改築しております。それから、東病棟については昭和59年というように、病棟についてはそれぞれ年次ごとに増改築なりを行ってきております。したがって、これにつきましては、まだ築20年弱というようなことでありまして、これについては、まだまだ病棟としての活用価値はあるというふうに私の方も認識いたしております。しかしながら、昭和34年につくりましたもので残っている分としまして、私の方で手元にある資料としましては、ボイラー室とか、それから、給湯室、そういう部分については、かなり40数年たったところもあろうかというふうに考えております。以上でございます。

○ 後藤委員

私が聞きたいのは、そういうふうに聞かれたときになぜ反論ができないんですかと。僕らが認識している部分と違うわけです。違うことをそのまま、答えられなかったら、ああ48年たっているのかなという思いしかないわけなんです。実際にあれが48年の建物というのは、僕らが資料をもらってもわからないし、建築基準法のことも言われましたけど、実際に建築基準法にのっとって建てられた基準の後の建物だと思うんです、これは。だから、耐震構造がどうのこうの、一応、建てかえがどうのと言われて、将来的には建てかえ出てくるかもわかりません。仮定で100億という部分も、この資料も悪くはありません。ただ、質問の答えの中で何も、聞き逃されて、僕らがもらっている資料と違うようなものに対してのあれが全然ないんで、そこら辺は委員会として、やはり執行部、今後気をつけていただきたいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○ 企画調整部長

まことに申しわけございませんでした。

○ 城島委員

資料の中で、建築年月日34年4月と、これが今言われたボイラー室とかどうのこうのと、私は、前の質問の中で、これで大体、ほか新しいのは別として大体56年です。今18年になるから、平成18年で、大体56年ですか。46年か。それに30年契約すれば約70年になるだろうと。そしたら、その流れの中で建てかえが発生するんじゃないかと、だから、そういうもの話し合いがなかったですかと私は聞いたんです。そしたら、当然こういうことがありましたと。そしたら、そのときに、飯塚市の負担はないんですかときょう聞いただけですたい。だから、私の名前出されて言うから、私の質問は私の質問で私が理解しております。だから、あの方の飯塚市会議員の名前、ちょっと私忘れましたが、自分の聞きたいことは自分で聞いてください。ね、委員長、委員長と言われたから。そういうことで、今、私の質問、最後にしますけども、結局、今いろんな形で、建てかえとかそういう話が当然出ると思うから、それと、10年間の、言われたように、起債の中で10年返済、病院債30年、そういうものの流れがあるから、果たして建てかえが起こって、きょう聞いてよくわかったんですけども、まず交渉の要望を議会の許しを得て向こうにしたいという話だから、それは十分納得しました。その話の流れの中で、こういうことが起こったときに、結局、10年とか30年とか、いろんなものに対して飯塚市民が負担のないような形でとってほしいと。だから、今言ったっちゃし

ようがないということわかりましたからこれでやめますけれども、大体、昨日の質問のように、私の言ったとはそういうことです。いいですかね。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 15:04

再 開 15:16

○ 委員長

それでは、委員会を再開いたします。質疑を続けます。

○ 小幡委員

昨日の委員会で資料要求しておりました資料が提出されていますので、病院建てかえ事業、100億円の分です。これに関してちょっと何点か確認のため質問をさせていただきます。昨日、築40数年というような病院を飯塚市が今から譲渡すると、受けるということでしたので、建てかえもあり得るということで、これはあくまでも想定ですが、今、譲渡金額も管理先への細かい条項も決まっていない段階での審議ですので、あくまでも仮定ということをお願いいたしました。100億は何の根拠もありません。100という数字を出す方がパーセントで計算するときにはわかりやすいという趣旨ですので、100億に関してはあくまでも想定シミュレーションということで質問をさせていただきます。建設建てかえの可能性があると執行部からの答弁をいただきましたので、基本的には、一般、通常、建物を譲渡、もしくは買い受ける場合、やはりその建物の減価償却とか建物の築年数、もしくは、今盛んにテレビ報道をされておりますアスベスト問題、耐震構造、消防設備に関する、そういう一般的に市がそういった施設を、高価な施設を受けるに当たって、買った後に問題が生じる、これが一番困るんで、買う前には必ず調査いたしますよね。それが行われているものということで、我々は、築何年なのか、平面図も構造図も設備図もいただいております。ですから、何を買おうとしているのか。基本的に労災病院自体は、ここにおられる委員も数名の方は見学に行かれたことがあると思いますが、それ以外、この調査として委員会で直接現地を確認したわけでもありませんので、そういう仮定のもとで質問いたします。前置き長くなりましたが、資料出ております。仮に建てかえで100億かかった場合、確認の質問です。まず、病院債、病院事業債を使って4分の3、イコール75%起債が起こせるということで、100億に対しては75億起債が起こせますよということでよろしいですね、まずは。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そのとおりでございます。

○ 小幡委員

ですから、100億に対して75億病院債を使いましたと、残りの25億は病院債では起こせない、ですから、この残りの25億を、上限はあるんでしょうけども、仮に合併特例債を充てた場合は25億は合併特例債で賄って、計100億の借入起債を起こすということでシミュレーションがなされております。そのときですね、一番右側の欄、単費分計というのがあります。これは、一応100億ちよろっとと数字になっていますが、要は100億起債を起こしたときに、要するに利息がつきますので140億強かかるということですね。140億ぐらいの返済しなければいけないお金が発生したときに、実質上利息がそのうちの約40億強あると、100億の元金に対して利息が40数億円あると。交付税が国の方から市の方に入ってくると、それがやはり40数億円ということですね。ということは、我々が期待しておる国からの交付税は利息分だけが来るということでよろしいですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

交付税措置分といたしましては、元利償還にかかわる分の交付税でございます。

○ 小幡委員

ですから、交付税として国の方から飯塚市につき込んでくれるお金は、ここでいけば46億7,000万ということでしょう。そのほかには入ってこないわけでしょう。それを尋ねているんですけど。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

数字的に見ますと、病院事業債と合併特例債を合わせたの利息分が交付税の分とちょうど一致するような形になっております。したがって、この交付税以外の分は、国からは入ってまいりません。

○ 小幡委員

そうですね。ちょっと聞き方が悪かったですけど、交付税が46億7,000万と、100億を超したときの利息分が約47億と、これ総体しますと余り変わらない額だと、偶然やけど。だから、イコール、我々からすれば、利子分は国が見てくれると、ただし、元本の100億ちょっと、100億ぐらいは起債が残っているんです。今から償還していく元金は。国から補助金が来たとしても。この100億イコール単費分、一番右端の計という欄、100億、これを、確認しますが、振興協会が払っていくということによろしいですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

単費分というのは、これは、本来であれば飯塚市の負担分でございます。それを協会の方で負担していただくということでございます。

○ 小幡委員

わかりました。今、繰り返しますが、100億借りた場合、利息も含めて140億ぐらいになると、そのうちの40億に当たる利息分に相当する交付税は国の方から入ってくるけども、100億が飯塚市の実質的な負債と、借り入れとなりますよね。ただし、財政負担を一切しないという条項ですから、この100億においては飯塚市の債務ですが、これを飯塚市にかかわって管理者先であります振興協会が払っていきますということでもいいですね。そうした場合、昨日の話の中で補償問題が何点か論争の焦点になりましたけど、やはり、私が資料を要求しました3ページから5ページの分なんですけど、昨日5番の運営方法について利用料金制の説明を受けました。この利用料金制を使いながら6番の指定管理料においては市からの交付金で賄うということをお断りされましたね。ちょっとお尋ねしたいんですが、市からの交付金、これは（国・県からの補助金）だという説明でしたが、指定管理料に、今、建物を建てた場合のシミュレーションはわかったんですが、この指定管理料、市からの交付金、これはどういった場合に発生するのでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

ここの表で上げております県からの補助金という中で、国というのは交付税、いわゆる、ここの、先ほど100億を想定しましたところのいわゆる交付税措置分、これが国から入ってまいります。それは、あくまでも医療にかかわる交付税、いわゆる、例えば労災病院が250床であれば、それに見合う単価というのが大体48万9,000円となっておりますので、それを単純に掛けたところの分がいわゆる国から市に一たん入りまして、それを協会の方に交付するというところでございます。それとあわせて、先ほどの交付税の分も国からの分と入ってまいりますので、いわゆる病院にかかわる病床数ところの単価分の48万9,000円の分と、さらに起債を借りたところの元利償還分の交付税が入ってまいります。それを市の方としましては一たん交付税を払いますが、先ほど単費分につきましては、協会の方から負担していただくということになります。

○ 小幡委員

ちょっと病院に関係することですから、余り詳しくないんで、ちょっとしつこくなりますけど、昨日、利用料金制は、医療費とか診療代とかいうのは直接協会の方で収入として入ってきますね。飯塚市がまた補てんしてあげようと、補てんという表現はおかしいんですけども、管

料を払うためには、飯塚市は直接お金は払わないけども、協会の方に出さないけども、国から今、48万9,000円、これは1床につき。要は、250床あれば250床×48万9,000円でいいんでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

1床につき48万9,000円という単価がございます。

○ 小幡委員

ということは、病院経営者側からすれば、1床につき48万9,000円ですから50万でしょ。250床ということは何ぼか、五五、二十五、1,250万ぐらいか。1,250万ぐらいはとりあえず国から交付金として来るわけですね。それを一たん飯塚市が受けるけども、協会にそれを管理料として払うということでもいいですね。聞いているだけですから、そういうことですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そのとおりでございます。

○ 小幡委員

わかりました。次、4ページの11番、管理経費の負担というのがありますね。これは、病院の委任業務にかかわる費用は協会の負担と、この病院の委任業務にかかわる費用はどういうことなのか、ちょっともう一度教えていただけますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この業務につきましては、3ページに業務の内容、2番目に上げております。これが、いわゆる協会の側が行う業務といたしまして1番から4番、いわゆる病院における診療及び健診、また、使用料、手数料等の徴収、病院の施設の整備、維持管理、その他必要な管理業務というのを委任業務というふうにとらえております。

○ 小幡委員

この委任業務というのは、今、3ページの2番の業務の内容ですね。これを、この業務内容1番から4番まで書いてありますが、これを万が一飯塚市がまた負担してあげると、負担しなければならないのは、この中でいけば3番の施設及び整備の維持管理、もしくは4番のその他必要な管理業務、ここ辺は飯塚市が管理経費の負担をしなければいけないような事態が起こるところですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そういった委任業務につきましては、協会の方で維持補修とか、また、改修、備品の購入、いろんなものが発生いたしますが、そういうものについても協会の方で負担をしていただくということで考えております。

○ 小幡委員

協会の方で負担いたしますでしょ。ただ、4ページの11番の管理経費の負担の中に、2番目、今の委任業務にかかわる費用は協会の負担となっておりますが、2番、「前項において市が費用を調達するのに病院事業債等を起こした場合は云々」と書いてありますね。だから、可能性があるということでしょう。だから、そういった可能性がある場合、先ほどの100億のシミュレーションじゃないけども、病院債を起こして、同じような手法で補てんという表現はおかしいでしょうけども、経費の負担を本市がしますという文言になってはいますが、ここにおかれる病院事業債を起こすような事例は、どういうことが想定されますかということをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど来、建物が古い部分もありますので、そういったところの改修等、また、増築とか、そういったことが発生しました場合に、やはり高額な金額となりますので、そうした場合は病院事業債を充てて、そして、またその分の交付税を差し引いたところで協会の方に単費の分は

また負担していただくというふうなことで考えております。

○ 小幡委員

ということは、結構建物とか施設管理の維持管理にかかわる費用は特例債を使うような、病院債を使うようなことがあるという認識でおっていいということですね。そういった場合は、今、100億のシミュレーションのようなスタイルで使わしていただきたいと。そうしたときに、今度、3ページの3番に診療科目がありましたね。昨日も質問しましたが、診療科目の今休診中のやつを再開していきますね。これは、再開に当たって、仮に病院医療機器等がまた必要になる可能性はありますでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

労災病院の方にその点もお聞きした中で、現在、休診となっております医療機器については、そのまま残っておると。特に小児科につきましては特別な機器は要らないということで、新たに休診となったものを発生する費用についてはないということをお聞きしております。

○ 小幡委員

いろいろ聞きましたけど、結局、病院債及び合併特例債等を使っていくという執行部の提案は非常にわかるんです。ですから、今後使うに当たってはもちろん審議されていくと思うんですけども、今、建物、今言った設備関係、病院医療関係、こういったやつまで飯塚市が負担するとか、こういったやつは飯塚市は負担しないとか、そういう条項というか、決め事を将来的においても協会の方とは詰めていくようにされておりますでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

細かいところから、先ほど大きなものは起債ということになりますが、いわゆる向こうの方で運営される中で発生いたします費用については、協会の方で負担していただくというのが基本的な考えでございます。

○ 小幡委員

協会が負担をしてもらうのが基本というのはわかっているんです。ただし、相手がおることですから、今からいろんな設備の改善とか、医療機器を買っていったりするじゃないですか。30年ですから。そのときに、要はすみ分けですよ。これからこれまでは飯塚市が、今言ったような病院債を使ったりしてやってはいけるけども、これから先はちょっと無理だよとかいうような決め事を今から決めていこうとする考えがあるかどうかを聞いているんです。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先日もお話しておりますこの病院運営に当たっては、県の方も国の方もやはり、市の方の財政的に厳しい状況は十分御存じで、運営上、先ほど申しました国からの交付金、また、県の補助金、そして、政策的な医療に関するものなどを、当然医療に係るものの国から来る、また、県から来るものについては、協会の方に交付してもよろしいが、それ以外の費用は市が負担するようなことはできるだけ避けてほしいと。そうすると、やはり市の方が財政的な圧迫ということも考えられますので、基本的なそういったところで、市の方の負担がないような形で、話は、詳細についてはまだ詰めておりませんが、先ほどの基本的なことで、市の負担のないように細かいところまで詰めていきたいと考えております。

○ 小幡委員

わかりました。では、余り資料が少ないという、資料が少ないというか、余り決め事がまだ、はっきり執行部の方も協会機構と双方と詰めてないんで余り突っ込んだ質問できないんですが、先ほど、100億のシミュレーションをやってもらいました。建てかえ時における。これを経常収支比率、もしくは公債比率にどのような影響を及ぼすかということを質問していたんですが、実質、今、本市が103%台やったですか、108になったですか。100.8ね、行財政改革の答申案なんかが出てきておりますが、どの段階でどれぐらいの公債比率、もしくは病院債、合併特例債、こういうのを使ったら、その経常収支比率とか公債比率なんかは、

どの段階までは可能かというのは計算されています。要は、シミュレーションで申しわけないんですけど、仮に今100億これを借りたということで想定していますので、このときに経常収支比率はどれだけはね上がるかというのはわかりますか。想定ですので、想定内で構いませんけど。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

申しわけありません。どのような公債比率、また、経常比率になるかということのシミュレーションについてはつくっておりません。申しわけありません。

○ 小幡委員

つくってなければ結構ですが、基本的にやはり起債を起こしていくと、そういう経常収支比率とか公債比率にはね上がりますよね、要は。率が悪くなりますよね。ということは、今、行財政改革で今から市長が新しくいろんな案を出されていくでしょうが、そこ辺との兼ね合いも十分考えながら、今回の病院運営をどのようにされるか、執行部、十分検討をしてください。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

○ 後藤委員

意見、質疑と、かみ合わない部分もありますけど、時間的な部分も、ある程度質疑は出尽くしたと思いますので、できたら、その要望に対しての賛否だけでもとっていただけないかと、委員長の取り計らいをお願いしたいんですけど。（発言する者あり）

○ 川上委員

市長に少し大局的なお話をお聞きしておきたいと思うんです。自治体病院の責任者になろうとされているわけですから。この数年間地域の皆さん方からは、国の責任で筑豊労災病院残してもらいたい。それから、公的病院として残してもらいたい。そういう大きい署名運動があった。それから、議会においても種々議論をし、国に対して存続するよう意見書議決もあった。2市8町の自治体の責任者もそういう要望を重ねてきた。すべて労災病院を廃止するという国の決定によって非常な苦痛のもとに置かれ、命と健康を脅かされる、そういう危機感を持ったわけです。地域の人たちにとっては、この筑豊労災病院廃止という国の方針は一切よいことがない。齊藤市長は6月11日、今年、筑豊労災病院の存続充実、地域医療の充実を求める団体の総会にメッセージを送られて、本来なら国の責任で存続するのが一番よいというふうにメッセージを送られた。そのために努力したいとも書いておられるわけです。助役が代読されました。こういう状況の中で、地域の人々の健康、命が脅かされる、そういう局面で、国は構造改革だとかいろんなことを言ってこういう方針を出すんですが、国はどのようなメリットがあったと思われませんか。

○ 助役

今回の筑豊労災病院を廃止して国のメリットということでございますが、いろんな角度から賛否両論があるかとは思いますが。1番、手っ取り早く言えば、国の行革だというふうに考えられます。といいますのは、今まで国が運営しておりましたのを、どういう形になるにしろ、例えば、ほかの機関に運営を任せるということであれば、直接的な国の支出はなくなってくるという意味では、ある意味では行革的な効果、メリットがあるんじゃないかというふうに考えております。そのほかいろいろあるかと思いますが、例えば、労災病院をそれぞれ整理することによっての機構の縮小というんですか、そういうのも考えられますし、大きいところは、ある意味では行革につながっていらっしゃるんじゃないかというふうに考えております。

○ 川上委員

行革で金が浮くんだというようなことのようにですけども、実はそうじゃないということなんです。筑豊労災病院は、平成15年までは、つまり国が廃止するというまでは黒字できてたわ

けですから、その認識はいかがかと思えます。さらに、今、市長が提案されている方向からいっても、国は財政負担が伴ってくるわけですね。元利償還分、後年度地方交付税の中に参入すると言いながら、本当は交付税そのものが減っているわけですけども、いずれにしても国の負担はあるわけですよ。しかしこういうことをやるというのは、国に本当のところはどういうメリットがあるのかよくわからない。それじゃもう一つ聞きましょう。今、行革、お金のことで言われましたけれども、じゃ、日本の医療、国民の医療を守る、充実させるという観点から言うと、今度の労災病院の再編、あるいは、筑豊労災病院の廃止はどういうメリットがあったと思われませんか。

○ 助役

地域医療の保持ということで、私たちは、今御提案をさせてもらっておりますが、筑豊労災病院が存続したのに負けないような地域医療をつくりたいということで今回提案をさせてもらっております。ですから、筑豊労災病院が今まで果たしてきた地域医療の構築、それを崩さないように今後も頑張っていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

そのこと、決意はわかりますけれども、国は筑豊労災病院の廃止によって、日本の医療だとか地域の医療にとってどういうメリットを考えておられるかと思われるかと聞いたわけです。

○ 助役

全国に労災病院がございますので、病院の地域医療の再構築というのですか、そういうものもひとつ目指されておる部分があるんじゃないかと、細かいことは私よくわかりませんが、今回筑豊労災病院を廃止するという地域医療、医療体系の中での国のメリットとすれば、先ほど言いましたように、組織の縮小化によりましてメリットの部分を出していこうとするところはあるんじゃないかというふうに考えております。

○ 川上委員

国は、国民の医療のために出すお金を削ることができる。地域には苦痛が残るという構図ですよね。それで、今、飯塚市の市民がどういう状態にあるかと、あるいは、日本の国民が医療費と健康の問題でどういう状況にあるかというのは御存じかもしれませんが、働く労働者の中では、今まで想像できなかったような労災がふえていますね。それから、心身を病んで自殺する労働者がふえています。それから、地域の患者さんの中にも、飯塚市も相当健康保険証を取り上げていますけれども、病院にも行けずに苦しんでいる方々がふえています。こういう状況ですよ。こういうときに、じん肺の患者さんも含めて、自治体病院を齊藤市長がつくるというのであれば、その決意はどういう決意かということなんですか。お金は一切出さないだとかいうことでいいんですか。国は、働く労働者だとか住民の皆さんにはそういう苦痛を押しつけておって、そして、地方自治体は、自治法にも書いておるように、住民の福祉の増進を図る。これが使命でしょ。そうであれば、市長は、この住民の福祉を守る、増進する立場から自治体病院をつくるというのであれば、お金は一切出さないとか、事故があっても保険がきくからいいというようなことじゃなくて、きちんと責任を負うべきやないですか。そのところを市長、見解をお尋ねします。（発言する者あり）

○ 坂平末委員

先ほどから、先日からずっとこの質問の繰り返しですよ。同じことの繰り返しばかりでしょ。だから、先日も私が委員長の方に申し入れしていますように、ある程度のところで結論を出さなきゃ、執行部の説明は私どもは十分認識しています。それぞれとらえ方は違うと思えますよ。20何名特別委員会の委員の方々おられますけどね。私は、その中でもしっかり執行部のその考え方、説明、それは理解できていると思います。だから、そういうことで先日も委員長の方に議事進行の進め方について、先ほどから言われるように、機構に対して、これはそれぞれの考え方ありますけど、機構の方も期日を切られた中において、これは当然合併前の労災

病院の後医療、これは当然、新市になって13万3,000の市民の地域医療を存続させるということが目的で、新市市長も前向きに、福大入りようができないと断られた段階から次の施策を考えられた中で十分いける施策で報告されていますから、これは当然その中で推移を進めていくべきじゃなかろうかというふうに私思います。だから、このあたりで委員長の方から議事の進め方をお願いしたいと思います。（「委員長」「異議なし」「委員長、委員長」と呼ぶ声あり）

○ 委員長

はっきり言うてよ、議事進行なら議事進行と。向こうは議事進行や。こっちの方が優先すべきなんです。議事進行の意見でいいですか。

○ 楡井委員

同じことが繰り返されているというふうに御意見ですけど、討論をずっと積み重ねてきての新たな質問ですから、やはり質問は、そこへ出てきた質問はやっぱり続けるべきだというふうに思うんです。答弁がきちっとないわけなんです。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 15:51

再 開 15:51

○ 西川委員

委員会を再開いたします。先ほど来、委員の方から質疑も出尽くした、そろそろ意見の集約諮っていただきたいという申し入れをいただきました。私といたしましても、いっとう最初に申し上げておりましたように、ほぼ（「資料の請求をしております」「資料請求も答弁待てるでしょうが・・・」と呼ぶ声あり）資料請求については、既に（「そういう横暴なことしたらだめって言うてるでしょ」と呼ぶ声あり）既に、（「委員長、委員長」と呼ぶ声あり）続けます。本日執行部提出の「筑豊労災病院の基本的運営方針」の了承について採決を行うことに御異議ございませんでしょうか。

（「異議あり」「異議なし」と呼ぶ声あり）

御異議がありますので、了承を諮るか否かについてまず採決をさせていただきます。本日、了承についての採決を行うことに賛成の委員は挙手願います。

（挙手 賛成多数）

賛成多数と認めます。よって、本日執行部提出の筑豊（「点呼とらんか」「点呼は要るよ」と呼ぶ者あり）もとい、今一度採決を、了承についての採決を行うことに賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、賛成多数と認めます。（発言する者あり）よって、本日執行部提出の「筑豊労災病院の基本的運営方針」

の了承について採決を行うことに決定をいたしました。なお、採決の方法につきましては、（発言する者あり）今一度申し上げます。「筑豊労災病院の基本的運営方針」については、執行部提案のとおり了承することに賛成の委員は挙手願います。（「討論がいるやろ、討論が、討論、討論、何で討論しないと。討論」と呼ぶ者あり）

（ 挙 手 ）

1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、賛成多数。よって、「筑豊労災病院の基本的運営方針」については、執行部提案のとおり了承することに決定をいたしました。（「賛成しませんよ。反対討論、手を挙げているじゃない、さっきから。何で討論をさせんと」と呼ぶ者あり）

委員の皆様にお諮りいたします。本日の審議はこの程度にとどめ、次回に向けての資料要求

があればお受けして、その後閉会したいと思います、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

では、そのように決定をいたしました。何か資料要求はありますか。(「何を言っているの」と呼ぶ者あり)

○ 西川委員

穎田病院について資料要求をします。といいますのは、穎田病院については、合併後新市でそのまま引き継ぐということでしたが、この資料の中では民間の博愛会に委譲するというような原稿が出ていますが、なぜ飯塚市で営業経営できないのかという内容を、わかれば資料として提出を願いたい。こう思っております。

○ 委員長

執行部にお尋ねをいたします。ただいま西川委員から要求のありました資料については提出できますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

提出させていただきます。

○ 委員長

皆さんにお諮りいたします。ただいま西川委員から要求のありました資料を要求することに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、資料を要求いたします。(「事務長、間違うとらんとね。事務だけピシッとしとかんとね、違法行為の中でしたっちゃいかんきね」と呼ぶ声あり)お諮りいたします。病院・老人ホーム対策については継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本件については継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、病院・老人ホーム対策特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

なお、次回の委員会は11月9日、木曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。